

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金Q&A

No.	質問	回答
1	対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日とあるが、交付決定前の費用も、助成対象となるのか。	令和3年度に実施する事業を対象とするため、交付決定前の費用であっても、申請事業に必要な経費であれば、助成対象になります。
2	申請金額から減額し、助成額が決定されることもあるのか。(一部費用のみ助成など)	審査において申請内容(費目、単価や回数、数量の見積りなど)を検討した結果、申請金額から減額し助成額を決定することがあります。
3	手話サークルの会員を対象に、新たに点字の勉強会を開きたい。対象となるか。	グループ会員のみを対象とした勉強会は、当事者活動であり、助成対象になりません。
4	3万円以上の物品を購入する場合、見積書を必ず取らなければならないのか。	申請された物品の価格を確認するために、同一条件で価格の比較が行える資料の添付を求めています。 比較が行える資料であれば、見積書に限らずカタログ等の資料でも可です。また、見積書はコピーを添付してください。
5	交付決定後、申請時の見積額から差が生じた。何か申請は必要か。	交付決定後、そのような状況が生じた場合は事務局へお問い合わせください。
6	交付決定後、申請した研修会について、予定していた講師を呼ぶことができなくなった。研修内容を変更したいのだが、何か申請は必要か。	事業の目的は変わらず、開催場所・日時や講師等の内容の変更であれば、助成金変更交付申請書(様式4号)の提出は必要ありません。
7	1点3万円以上の購入物品について、助成後5年間は転売及び廃棄ができないとあるが、自然災害等により物品が使用不可能になった場合でも、購入から5年以内は廃棄できないということか。	助成後、そのような状況が生じた場合は事務局へお問い合わせください。状況を伺い判断いたします。
8	1点3万円以上の購入物品については、助成後5年間、物品の現状を報告する必要があるか。	原則必要ありません。但し、場合により本会から確認の連絡をする場合があります。